

---

プロジェクト リース

項目 「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正案（企業会計審議会が公表した会計基準及び ASBJ 会計基準等の改正案）

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準等の改正が、次の項目に与える影響を検討することを目的としている。なお、リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議事項(2)-4 参考資料 2「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。
  - (1) 企業会計審議会が 2002 年 8 月 9 日に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）
  - (2) 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損適用指針」という。）以下、(1)と(2)を合わせて「減損会計基準等」という。
2. 本資料では、借手について議論を行う。貸手については、リース会計基準等における、貸手が保有する固定資産に関する取扱い<sup>1</sup>を変更することを提案しておらず、また、減損会計基準等において貸手が保有する固定資産に関する個別の定めは存在しないことから、議論を行っていない。

## II. リース会計基準等の改正が減損会計基準等に与える影響

3. 次項以降では、リース会計基準等の改正が減損会計基準等に与える影響を検討している。具体的な文案については、本資料の 8 頁以降の別紙 1 及び別紙 2 にお示ししている。

---

<sup>1</sup> リース会計基準等における、貸手が保有する固定資産に関する取扱いとして、主に次のものがある。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース期間の終了により、借手からリース物件の返却を受けた場合は、リース投資資産からその後の保有目的に応じ貯蔵品又は固定資産等に振り替えること（リース会計基準第 57 項）
- (2) オペレーティング・リースについて、リースの対象である固定資産に関する会計処理が定められていないこと

## リース会計基準等の改正に伴う形式的な変更

4. 現在検討中のリース会計基準等の改正案では、次の用語の変更を検討している。

現行の用語	変更案
リース取引 リース契約	リースの定義において「取引」を「契約」に変えることを提案しており、これと平仄をとり、「リース取引」及び「リース契約」という用語を「リース」へと変更することを提案している。
リース資産	使用権資産
リース債務	リース負債
リース物件	原資産
割安購入選択権	購入オプション

5. 前項の変更にあわせて、必要な部分の置き換えを行うことが考えられる。

## 減損適用指針における、借手がオペレーティング・リース取引により使用しているリース物件に関する定め

### (我が国における現行の定め)

6. 減損適用指針は、借手がオペレーティング・リース取引により使用しているリース物件について、次のとおり定めている。
- (1) 借手がオペレーティング・リース取引により使用しているリース物件は、減損会計基準の対象とはされない（減損適用指針第 61 項）。
  - (2) 減損会計基準の対象とはされない、借手がオペレーティング・リース取引により使用しているリース物件を含む資産グループの将来キャッシュ・アウト・フローには、当該取引に係る将来の支払リース料が含まれる（減損適用指針第 61 項）。
  - (3) 上記(1)及び(2)の取扱いを設例に示している。すなわち、借手がオペレーティング・リース取引により使用している土地を含む資産グループの減損処理を検討するにあたって、当該土地は減損会計基準の対象とせず、当該土地の支払リース料を当該資産グループの将来キャッシュ・アウト・フローに含む設例を示している（減損適用指針の設例 9「リース取引により使用している資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び測定」の③）。

### (事務局の分析及び提案)

7. このたびのリース会計基準等の改正では、借手の会計処理について、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を計上し、IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として借手のリースの区分（ファイナンス・リースかオペレーティング・リースか）を廃止することを提案している。

8. したがって、改正リース会計基準等の適用により、減損適用指針における、借手がオペレーティング・リース取引により使用しているリース物件に関する定め及び設例 9 の③（本資料第 6 項参照）は、必要がなくなるため削除することが考えられるがどうか。

### 減損会計基準等における、借手がファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱い

#### （我が国における現行の定め）

9. リース適用指針及び減損会計基準等は、次のとおり定めている。
- (1) リース適用指針は、ファイナンス・リース取引について、借手が通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことが認められている場合として、次の場合を掲げている。
- ① 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合（リース適用指針第 34 項及び第 45 項）
  - ② リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引で、リース会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合（経過措置）（リース適用指針第 79 項）
- (2) 減損会計基準等では、借手側が、ファイナンス・リース取引<sup>2</sup>について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、次のとおりとすることを定めている。
- ① 原則として、上記(1)①と②のいずれかの場合に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース資産又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するにあたっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値について、当該リース資産の帳簿価額とみなして、減損会計基準を適用する（減損会計基準注解（注 12）及び減損適用指針第 60 項）。
  - ② ただし、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合（上記(1)①の場合）、当該リース資産は減損会計基準の対象とはしないことができる（減損適用指針第 62 項）。

#### （事務局の分析及び提案）

##### リース会計基準等の改正案に関するこれまでの議論

10. リース会計基準等の改正案においては、借手による通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に関しては、次のとおりとすることを提案している。

<sup>2</sup> 減損適用指針では、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてのみ、定めている。

## (1) 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合

リース適用指針の改正案において、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止する提案を反映し、すべての借手のリースについて個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合の簡便的な取扱いを適用できることとし、かつ、下表(4)「原資産の価値が新品時におよそ5千ドル以下のリース」を追加している。現行及び改正案における個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合の簡便的な取扱いは次のとおりである。

現行	改正案
<p>(少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)</p> <p>ファイナンス・リース取引について、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合(次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合)は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引</p> <p>(2) リース期間が1年以内のリース取引</p> <p>(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引</p>	<p>(少額のリース及び短期のリースに関する簡便的な取扱い)</p> <p>次の(1)から(4)のいずれかを満たす場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、リース料総額をリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。(3)及び(4)については、これらのいずれかの方法の適用を選択できるものとする。</p> <p>(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料が当該基準額以下のリース</p> <p>(2) リース期間が1年以内のリース</p> <p>(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約書1件当たりのリース料が300万円以下のリース</p> <p>(4) 原資産の価値が新品時におよそ5千ドル以下のリース</p>

## (2) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引で、リース会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合(現行のリース適用指針における経過措置)

現行のリース適用指針における当該経過措置については、本日の審議事項(2)-3において、引き続きリース適用指針の改正案でも、リース取引開始日が2007年公表のリース会計基準(以下「2007年リース会計基準」という。)の適用初年度開始前のリース取引に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の適用を認めることを

提案している。

### 減損会計基準等の改正案

11. 前項のとおり、これまでの通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（本資料第9項(1)①及び②の場合）に関しては、リース適用指針の改正案において(1)個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合の簡便的な取扱いについては、その内容は異なるものの引き続き簡便的な取扱いを定めることとしており、(2)現行のリース適用指針において認めている経過措置については当該経過措置を改正リース適用指針においても認めることを提案している。
12. したがって、現行の減損会計基準等において認めている、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の取扱いについては、次のとおりこれまでと同様の取扱いを認めることが考えられるかどうか。なお、本資料第10項(1)に記載のとおり、少額のリース及び短期のリースに関する簡便的な取扱いについて、これまでの審議では、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う」という表現を使用しておらず、改正減損適用指針においては、「簡便的な取扱い」と「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」と表現を使い分けることが考えられるかどうか。
  - (1) 現行の減損会計基準注解（注12）及び減損適用指針第60項（本資料第9項(2)①参照）と同様に、次の場合は、使用权資産又は当該使用权資産を含む資産グループの減損処理を検討するにあたっては、該当するリースの未経過リース料の現在価値について、当該使用权資産の帳簿価額とみなして、減損会計基準を適用する。
    - ① 少額のリース及び短期のリースに関する簡便的な取扱いを適用している場合
    - ② リース取引開始日が2007年リース会計基準の適用初年度開始前である所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱いにより、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している場合
  - (2) ただし、現行の減損適用指針第62項（本資料第9項(2)②参照）と同様に、少額のリース又は短期のリースに該当するリースの場合は、当該使用权資産は減損会計基準の対象とはしないことができる。

### **減損適用指針における、借手が所有権移転外ファイナンス・リース取引についてリース資産の計上額を算定する上でリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合の取扱い**

#### **（我が国における現行の定め）**

13. リース適用指針及び減損適用指針は、次のとおり定めている。
  - (1) リース適用指針では、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、借手は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及びリース債務の計上額

を算定するにあたって、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができるとしている（リース適用指針第31項(1)）。

(2) 減損適用指針は、上記(1)の方法を適用している場合の取扱いについて、次のとおり定めている（減損適用指針第59-2項）。

① 利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合であっても、リース資産又は当該リース資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び減損損失の測定にあたっては、その時点における利息相当額の合理的な見積額を当該リース資産から控除して行うことができる。

② リース資産に関する減損損失を計上する上でリース資産から利息相当額の合理的な見積額を控除する場合、同額をリース債務から控除する。当該リース債務から控除された利息相当額については、原則として、残存リース期間にわたり利息法により配分するが、定額法により配分することができる。

#### （事務局の分析及び提案）

14. このたびのリース会計基準等の改正では、本資料第7項に記載のとおり、借手の会計処理について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止することを提案していることを受けて、すべてのリースについて、使用权資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、使用权資産及びリース負債の計上額を算定するにあたって、利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができるとする取扱いを定めることを提案している。

15. したがって、改正リース会計基準等を適用した場合においても、その対象は異なることになるものの本資料第13項(2)に記載した定め（減損適用指針第59-2項）と同様の取扱いを認め、すべてのリースについて、使用权資産及びリース負債の計上額を算定するにあたって利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を適用した場合に、次のとおりとすることが考えられるどうか。

(1) 利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている場合でも、使用权資産又は当該使用权資産を含む資産グループに関する減損損失の認識の判定及び減損損失の測定にあたっては、その時点における利息相当額の合理的な見積額を当該使用权資産から控除して行うことができる。

(2) 使用权資産に関する減損損失を計上する上で使用权資産から利息相当額の合理的な見積額を控除する場合、同額をリース負債から控除する。当該リース負債から控除された利息相当額については、原則として、残存リース期間にわたり利息法により配分するが、定額法により配分することができる。

**ディスカッション・ポイント**

上記の改正の基本的な考え方及び別紙の具体的な改正案について、ご質問  
又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙 1

企業会計基準公開草案第●号

**「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正（案）**

(HP では非公表)

別紙 2

企業会計基準適用指針公開草案第●号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針  
(案)」

(HP では非公表)

以 上